

⊘ 違反是正

管内情勢

当消防本部が管轄する、春日市、大野城市、那珂川町は、北は福岡市、南から東は学業の神様で有名な太宰府天満宮がある太宰府市に隣接し、人口は約26万人、面積は約116km²の自然豊かな住宅都市であり、いわゆる福岡都市圏のベッドタウンである。

管内には、JR九州新幹線、JR鹿児島本線及び西鉄大牟田線が走り、公共交通機関が整備されていることから、陸の玄関であるJR博多駅まで約15分、空の玄関である福岡空港まで約30分と、非常に利便性が高く、平成30年10月1日には那珂川町も市制へ移行するようにいまだ人口が増加している。

また、魏志倭人伝に記された「奴国」の中心地ではないかとされる春日市には旧石器時代の出土品や弥生時代の王墓跡、大野城市には日本最古の古代山城である国指定特別史跡「大野城跡」、那珂川町には日本最古の農業用水路であり疏水百選の「裂田の溝」など、歴史にあふれた地域でもある。

消防本部の概要

当消防本部は、1本部1署4出張所、職員203名で組織されている。

予防業務体制の概要

予防業務専従者としては、本部予防課に、主

新鮮で充実した違反是正研修の受講を機に
「住民が、安全に安心して利用
できる防火対象物を目指して！」

春日・大野城・那珂川消防本部





管内図

に危険物規制を担当する予防係3名（うち再任用職員1名）と、同意事務、着工届出審査、完成検査、防火管理者講習会、違反对象物公表事務及び防火対象物の違反処理（本部対応違反）（表1）などを担当する指導係4名（うち再任用職員1名）を配置し、署に査察及び違反処理（署対応違反）を担当する消防課消防係（3名）が配置されている。

査察の執行は、署の警備課職員（消防・救助）が非番に、2名一組を基本に約9,700棟ある指定対象物のうち自火報設置対象物以上を、担当員が無作為に実施するという状態であった（担当者によっては、前回査察時に何も指導されていない対象物ばかりを選んでいた）。

防火対象物におけるこれまでの現状

恥ずかしい話、当本部のこれまでの査察実施率は毎年10%前後で、重大違反を含め違反事項があっても、追跡調査や上位措置への移行などすることもなく、毎回同じ指導を繰り返していた対象物も数多く見られる状態であった。

なお、違反処理に至ったケースは、警告以上

は昭和45年の消防本部設立以来一度もなく、勧告書交付も2件ほどであった。

ようやく違反是正が推進された経緯

平成27年4月にすべての政令指定都市で運用が開始された、「違反对象物公表制度」について、当本部規模では遅くとも平成30年度までに導入することが示された。

幸い、平成12年ごろから毎年隣接する先進消防本部である福岡市消防局に、実務研修を受けさせていただいていた関係から、種々の規程整備は完了していた（かなりの情報提供を受けていた）ため、翌年の平成28年4月施行、8月から当本部も運用を開始することとなった。

そして、この違反对象物公表制度運用開始を目前に、消防庁主催事業である、平成27年度「違反是正の推進に係る実務研修」を受講することができた。

約14年ぶりに予防課配属となった筆者は平成27年10月、公表制度導入に向けた条例制定準備などで、ようやく違反是正に目を向けられていた矢先、「お前が行ってしっかり学んできてくれ」と、当本部発足後初の予防実務経験者である、消防長の鶴の一声であった。

受講受け入れ先本部は、福岡市消防局で、ここでの研修はすべてにおいて新鮮なものばかりであった。また、新宿区歌舞伎町ビル火災後の消防法大改正の折に、いかに当本部が、職員研修等何もしていなかったのかという、恥ずかしい一言であった。

研修を担当していただいた査察課の皆さんの、違反是正に向けた熱意と、温かく受け入れていただいたご好意を、肌でひしひしと感じながら、とても分かりやすい研修内容だったため、あっという間の一週間であった（最終日には、まだあと数週間は、研修を受けたいという気持ちであった）。

違反对象物公表制度導入に向けて

研修を終えた約2週間後には、消防庁からのヒアリングを受け、違反对象物是正に向けた積極的な指導を受けた。

❌ 違反是正

その後課内で、「果たして公表される特定防火対象物だけがターゲットで良いのだろうか?」「何年も立入検査を実施していない対象物をどうするか?」「防火管理者未選任は軽微な違反でいいのか?」などなど、喧々諤々の議論を重ねた。

その結果、まず取り掛かったのが、これまで軽微な違反と捉えていた、防火管理者未選任違反を、早期是正対象違反と位置づけ、未選任率0を目標に、臨時防火管理者講習会を2回開催することとした。これまで査察対象外であった(5)項口のうち、防火管理者未選任及び消防設備等点検報告未実施である418対象物、及び特定防火対象物における未選任である125対象物に対して、ダイレクトメールを送付し受講を促した。

また、特定複合用途防火対象物の300㎡以上500㎡未満で、自動火災報知設備が設置されていない92対象物の特別査察を、予防課及び消防課の6名3班で、2カ月の間に実施した。その結果、60対象物に何らかの違反事項が見受けられ、通知書等を交付した。中には、特例適用申請を受けていたが、現状特例要件を満たさなくなったものが7対象物あり、のちにすべて自動火災報知設備が設置された(うち公表された対象物6件)。

このことにより、防火管理者選任率が10.2%、点検報告率にあっても6.7%上昇した。

その後の取り組み

これまで15年近く絵に描いた餅状態となって

いた査察規程に基づき、年度末に翌年度の「消防本部査察基本方針」を樹立し、署に通知。署は、その基本方針に基づき、査察関与区分及び査察関与サイクル表を基準とした「年間定期査察計画」を樹立し、職員に通知した。

併せて、「立入検査マニュアル」「違反処理マニュアル」も、当本部の規程条項を盛り込んだものを作成、全職員に通知し学習会を開催した。

違反是正に向けて

前述したように、これまでの間、違反処理をしたことがなかったことから、違反処理対応区分を明確にし、スムーズな引継ぎができるよう、フローを作成し周知した。

基本的に署の査察担当員は、特定、非特定防火対象物ともに勧告書交付まで。その後、署の予防担当である消防課が引継ぎ、違反処理をする。①特定違反、②公表違反、③雑居違反、④防対点違反、⑤その他の違反に関しては、その後警告以上を本部予防課が担当するという仕組みとした(表1参照)。

スキルアップ研修の導入

福岡市消防局においての違反是正研修時に、びっくりしたことの一つが査察一人制だった。初任教育を終えた新任職員も、各署の予防課に配置され、みっちり予防教育を受け、翌春には独り立ちさせるということである。また、す

表1 違反処理対象物(本部対応違反)

違反種別	①特定違反	消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(6)項口、(7)項に掲げる防火対象物、延べ面積が300㎡以上の特定用途防火対象物(令別表第1(6)項口を除く。)及び特定一階段等防火対象物のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等又は自動火災報知設備の全部又は過半にわたり未設置であるもの若しくは設置されている場合においてその主たる機能が喪失しているもの。
	②公表違反	火災予防規則第16条第1項に規定する防火対象物であって、同条第2項に規定する違反があるもの。
	③雑居違反	地階又は3階以上の階に令別表第1(2)項又は(3)項の用途に供する部分が存し、かつ、当該階から直接避難階に通じる階段が1のものうち、一般不備事項が多数存するもの若しくは重大違反があるもの。
	④防対点違反	防火対象物定期点検報告が義務である対象物のうち、防火管理者が未選任(一部未選任を含む。)であるもの。
	⑤その他の違反	上記以外のものうち、署長が特に必要と認めるもの。



写真1 違法増築で接続された建物



写真2 切り離し工事完了されたもの

すべての査察担当の警防隊を対象に、3年サイクルの研修計画(予防教養)を立てており、予防技術の向上に努めているということであった。

「うちに足りないのは正しくこれだ！」との思いで、当本部も平成29年度から導入し、3年後までには一人査察制を導入したいと考えている。そうすることにより、査察実施率は著しく向上し、2倍どころかそれ以上となるだろう。

意識改革の成果

予防教養を年に10回。そしてその成果を測るために、半期ごとに効果測定を実施し1年が経過するが、著しくその成果が表れてきている。明らかに違反処理の重要性がわかってきたのだと言える。

- 立入検査の実施率は、平成27年度の8.7%から平成29年度には14.8%に。
- 勧告書の交付に至っては、平成27年度の8件から平成29年度は55件。
- 警告書交付にあつては、平成27年度の1件から平成29年度は4件(うち2件は命令に至る)。
- 改善報告(計画)書の提出にあつても、平成27年度の322件から平成29年度には794件と、大幅に改善への一途を辿ってきている。
- その結果立入検査実施後、1年もかからずスムーズに改善された事例が出た。(写真1：違法増築で接続された建物)(写真2：切り

離し工事完了されたもの)

着実に、これまでの「今まで何も言ってなかったので、今更厳しい指導ができない」「金がないからと言われ、かわいそうだと思っていた」「関係者から説明を求められても回答できなかった」といった考えから、「嫌われるのは関係者からだけだ!」「消防法違反もれっきとした犯罪である」「何も知らずに危険な建物を利用している住民の命を守るんだ!」との意識の転換の表れであろう。

まとめ

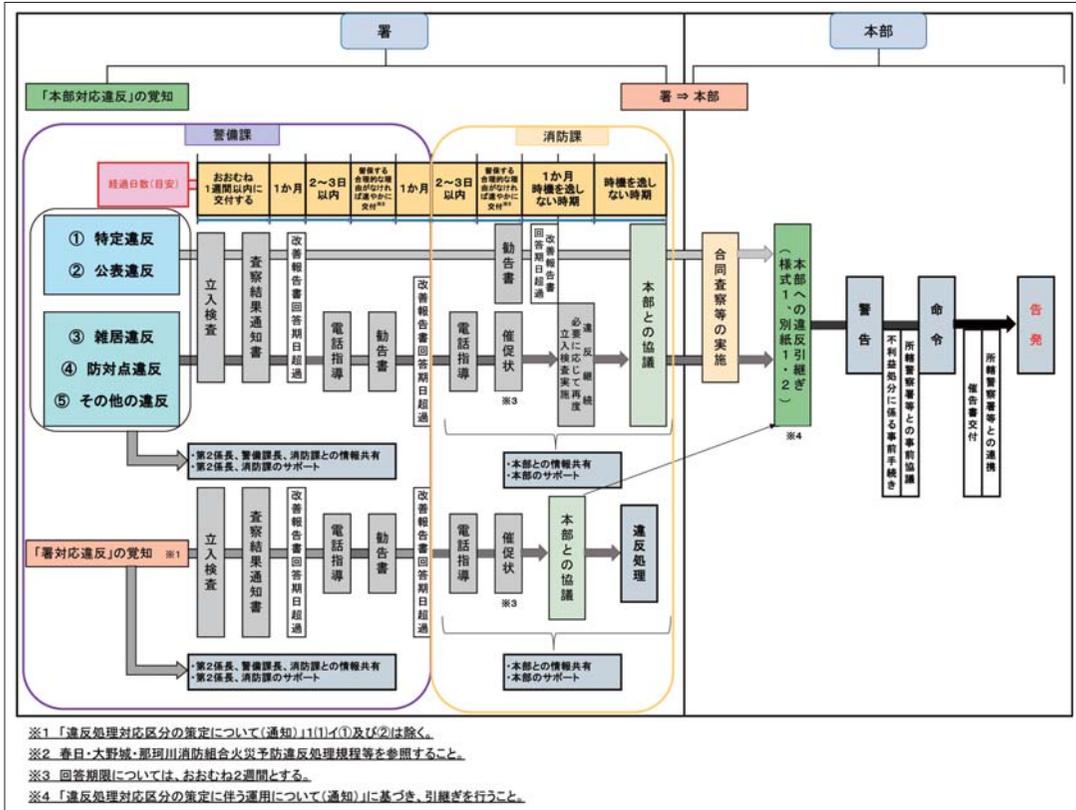
当本部では、前述したとおり防火管理者未選任違反を早期是正対象違反としたことから、今年度から新規講習会及び再講習会を年6回ずつ(偶数月を新規、奇数月を再講習)毎月実施予定としている。

このことから、違反を覚知した場合、通知書交付後直近開催終了日プラス3週間以内の改善計画予定日のみを認めることとした。

また、違反処理引継ぎイメージどおりに違反処理を推し進めることができるよう、管理指導体制を構築し強化することとした。

特に、本部対応違反に関しては、早期是正する必要性が高いことから、スピード感をもって引継ぎを目指すことと、以下のことを徹底指導している。

違反是正



違反処理業務の引継ぎイメージ(防火対象物)

- 内部規程を含めた法令等を遵守・理解し、熟知すること。
- 消防が知った以上は不作為(なんの指導もしない)は許されない。
- 関係者等の言いなりにならず、立入検査及び違反処理は毅然とした態度で臨む。
- 違反処理は「スピード」と「継続」が重要である。
- 違反処理においては、正確な事実関係の把握に努める。
- 報告徴収権など、与えられた権利を大いに活用する。

おわりに

弱小消防本部である当本部が、このように違反是正を推し進められているのは、消防庁が取り組んできている「違反是正支援アドバイザー制度」とそれに伴う「実務研修」の賜物だと思っ

ている。

先進本部で実務研修を受けたことで知識が身につく、何かわからないことがあれば指導していただける。また法的な部分では弁護士にも相談ができる。本当に素晴らしい制度だと確信しているため、今後も是非とも充実した体制を構築していただきたい。

違反是正は、関係者から文句を言われ、時には脅されたりと、非常に多くのストレスを抱え大変な業務であるが、渋々でも是正されることによって、住民が「安全に安心して」利用できることが何よりであり、そのためにもこれからも「違反対象物0」を目指していきたい。

最後に、消防庁そして大変忙しい中実務研修を受け入れ、指導していただいた関係本部の皆さんに心から感謝し、結語とさせていただきます。